

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 14 日現在

| |
|---|
| 機関番号：14403 |
| 研究種目：若手研究（B） |
| 研究期間：2011～2012 |
| 課題番号：23700285 |
| 研究課題名（和文） 図書館利用記録の秘密性（confidentiality）についての現代的な研究 |
| 研究課題名（英文） A contemporary study about the confidentiality of library records |
| 研究代表者 |
| 高 鞆 裕樹（TAKAKUWA Hiroki） |
| 大阪教育大学・教育学部・准教授 |
| 研究者番号：40362743 |

研究成果の概要（和文）：本研究では、図書館利用記録の秘密性について成り立ちから検討を行い、国家権力に対する抵抗の理念が強くみられることを見いだした。さらに利用記録の秘密性は単に個人を保護するのみならず社会制度をも保護しているといえることを把握した。これらの保護は、プライバシーを財産権ととらえる法哲学上の学説と強い関連を有する。プライバシーの権利を人格権ととらえるか財産権ととらえるかは、現在法哲学のひとつの課題となっている。図書館利用記録もまた、必然的にこの枠組みのなかで検討する必要があることがわかった。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined the origins of confidentiality of library records, and found that, the origins were strongly related to the resistance to state power. Confidentiality of library records protects not only individual, but also society as a whole. The protection of confidentiality strongly relates to the theory of the philosophy of law, that treat privacy as a property rights. Now it is a matter of the philosophy of law that whether privacy right is a human right or a property right. The subject of confidentiality of library records must be examined with this framework of philosophy of law.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合 計 |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 交付決定額 | 2,300,000 | 690,000 | 2,990,000 |

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：情報学 図書館情報学・人文社会情報学

キーワード：知的自由 プライバシー 図書館記録 秘密性

1. 研究開始当初の背景

図書館における知的自由の領域において、プライバシーや図書館記録の秘密性への関心は紅葉してきている。この直接的な誘因になっているのは、1980年代末からの図書館監視プログラム（Library Awareness Program）を起点に、21世紀に入ってから愛国者法による連邦の捜査権限の拡大、さらには情報技術の進展により利用記録の利用価値が出てきたことなどである。

こうした状況を受けて、プライバシーや秘密性に関する図書館学関係の文献は増加した。しかしながら、多くは実務上の対処を記したマニュアル的な図書であったり、州や連邦の法律、あるいは個別事例を紹介するものであって、歴史的な展開と現在の状況を研究として分析・解明した業績は存在しない。このことが、研究構想の背景である。

2. 研究の目的

本研究では、大きく2つの柱を立てて研究を進めた。この2つの柱を以下に示す。

(1) 図書館におけるプライバシーと秘密性に関する歴史的研究

(2) 旧来のパラダイムの崩壊とプライバシーや秘密性に関する新たな理論の構築

まず図書館記録の秘密性に関して、その成り立ちから、どのような具体的事例を通じて、どのような価値を実現するために、図書館記録の秘密性が保護されるようになっていったのかを具体的な事例を検討することによって明らかにすることを目的とした。そのうえで、21世紀に入って生じた「資料・情報へのアクセスの提供」と「秘密性の保護」という図書館サービスを支える2つの基盤の親和性が崩壊していることにより、旧来のパラダイムの有効性に問題が出ていることを指摘し、新しいパラダイム構築のための思想的な枠組みを構築することを最終的な目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法として、目的の(1)で述べた歴史的研究については、アメリカ図書館協会の歴史文書の集積であるALAアーカイブズ(イリノイ大学内)を訪れ、数多くの一次資料から現実に起こったことを把握した。そのうえで、アメリカ図書館協会がさまざまな解説文の採択に至ったときの意図を検討し、現在においてもなお守るべき必要のある「理念」に属するものと、その「理念」を守るための手段で、現在においてはあえて守る価値のないものを区分した。

目的の(2)で述べた新しいパラダイムの構築については、図書館情報学の業績のみならず、プライバシーにかかわる論議の現代的な業績を検討し、図書館の利用記録の秘密性にかかわる部分について、図書館情報学の領域としての理論化を試みた。

4. 研究成果

(1) 図書館記録の秘密性に関する歴史的把握

図書館記録の秘密性が検討されるに至った歴史的事情として、以下のことがわかった。

アメリカ図書館協会が利用者の秘密に関して方針を採択した契機は、1970年代に複数の館にたいして行われた財務省内国歳入庁の調査員による訪問である。このときアメリカ図書館協会は緊急勧告声明を発表し、貸出記録を秘密扱いにするよう主張した。さらに、「図書館記録の秘密性に関する方針」を採択し、図書館記録の取扱いに関してそれぞれの図書館が慎重になるよう求めたのである。

その後1980年代になって、連邦捜査局が

図書館の職員に近づき情報を求めるという事例(「図書館監視プログラム」)がみられるようになった。この問題に関してアメリカ図書館協会は連邦捜査局を相手に捜査の概要を公表するよう求めたが、その試みは基本的に失敗に終わった。連邦捜査局は「図書館監視プログラム」の終結を公表していない。そのため、現在でもなお図書館でそのような情報収集がなされている可能性がある。

(2) プライバシーの通説的理解とその源泉

プライバシーの源泉について、以下のことがわかった。

現代の通説的理解では、プライバシーとは「自己情報コントロール権」である。すなわち、「その人の道徳的自律の存在に関わる情報」を、公権力がその人の意志に反して取得・利用・開示することは原則的に禁止されること、また、ある種の情報が悪用されまたは集積されるときには、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼしプライバシーの侵害を構成する。

ここで問題になるのが、「個人の道徳的自律」という概念である。この「個人の道徳的自律」こそがプライバシー保護により守られるものであり、プライバシーの源泉である。それは、近代の個人の特質である役割イメージの使い分けに伴って生じるものであり、個人が自らを社会的存在として構築し円滑な社会生活を成り立たせるにあたって不可欠のものである。プライバシーが守られなければならないのは、個人の社会生活を守るためである。

また同時に、プライバシーの源泉たる個人の道徳的自律は、社会の枠組みの外側に人びとが自らの基盤を置くことを保障する。社会の枠組みを決めるのは近代社会においては人間自身であるが、枠組みのなかにいながら枠組みを変革するのは困難であり、枠組みの改革を行うためには個人が枠組みの外に自らの基盤を置く必要がある。その意味で近代の個人は枠組みの内側にいながらそれを超越することを期待されるという2面性を有するのであり、これを可能にするのがプライバシーの保護である。プライバシーは、現在の法律や多数社の価値観に逆らって新しい社会の枠組みを育てることをも保障する。

このようなプライバシーの性質からは、プライバシー侵害が単に個人の問題ではないことがいえる。すなわち、プライバシーが守られないことで人びとが社会の枠組みの外側で新しい枠組みを構想する機会が奪われるのであり、このことで個人のみならず社会制度もその変革可能性を奪われる。プライバシーを保護することで個人の権利が保護されるという考え方を取る限り、たとえば「社会の安全」という大きな社会的価値の実現の

ためには個人のプライバシーが少々傷ついたとしても問題とはされない。しかしながら、「社会の安全」という大きな社会的価値を守るために、「社会の変革可能性」という大きな社会的価値を傷つけてよいかには、慎重に考えるべき部分があることになる。

(3) プライバシーを保護するための論理としての「情報を受け取る権利」

このような「社会の変革可能性を担保するためのプライバシー」は、「社会の変革可能性を担保するための表現の自由」と強い関連を有する。表現の自由が保護するものは、人びとが検閲や罰則におびえることなく、公の関心事について公開で議論する権利である。このとき、自分の名前を明かさず匿名で発言することは人びとの当然の権利として考えられている。アイデンティティを明かさずには意見を公表できないのであれば、意見を公表できるものはいへんな確信を持っていたり、多大なる勇気を持っていなければならないためである。これと同様に、プライバシーを保護することは人びとの権利として考えられなければならない。どのようなものを読んでいるかを他者に知られない権利が、「情報を受け取る権利」に内在していると考えられる。

これらは「知的プライバシー」として定式化されている。表現の自由（情報を受け取る権利）、通信の秘密、プライバシーはすべて「活気ある知的革新という根源的な文化」を保護するための方策であり、「人びとが発言することにわれわれが価値を置くならば、言葉として発される前に歪められたり萎縮させられたりしていないものを作り出せることを確実にしなければならない」。人びとが自由に知的探求を行うことで新しい思想や信念を構築できるように人びとを保護することが、プライバシーが保護されねばならない理由のひとつであることがわかった。

(4) 財産権としてのプライバシーの権利

一方で、上記のような「社会的価値としてのプライバシー」以外に、財産権としてプライバシーをとらえる考え方があることがわかった。現代社会において個人情報とは「価値ある資産あるいは商業的に取引可能な商品」としても考えられ、この立場からすれば、個人に関する情報を何らかの機関が活用して利益を得るのは、その機関が「負の外部効果」を発生させていることになる。この場合必要なことは、その機関が社会に押しつけている外部費用を内部化させることであり、事業者は自らが個人のデータをどのように活用しているのかについて十分な説明を行うことが求められる。プライバシーを財産権的に把握することで、その扱いについて従来とは

違った考え方を取ることができる。

(5) プライバシーを財産権ととらえた規制への提言

このようにプライバシーを財産権ととらえる考え方で、アメリカおよびEUでは行動ターゲティング広告にたいして規制を行いつつあることがわかった。アメリカの連邦取引委員会は、2012年に公表した「急速に変化する時代における消費者プライバシー保護」で、消費者データの集積、および、データの活用についての透明性を確保することを要求している。すなわち、「事業者」と「消費者」の情報格差をなくすことを勧告しているのである。

EUでも同様に、個人データの処理に関して、個人の保護と、個人データの自由な流通のための規則を定めている。この提案では、アメリカよりもさらに厳しく、個人情報事業利用に関しては原則的にオプトインで扱わねばならないことを規定している。この提案においても、個人データをどのように扱うかについて、その個人データの対象者に十分に知らせることを規定しており、個人に関する情報の外部不経済を是正することを意図した措置が執られているといえる。

(6) 新しいパラダイムとしての図書館記録の秘密性

上記のような、個人情報あるいはプライバシーに関する社会の意識の変化のうえで、図書館記録の秘密性についても検討しなければならない。具体的な制度設計については本研究の範囲外だが、図書館の利用記録を取り扱うにあたって、その歴史的背景と守るべき価値を重視しつつ、現代におけるプライバシー論の進展と社会環境の変化を組み込んだかたちでの理論化を試みた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計3件)

①高鍬裕樹「利用記録の秘密性に関する考察：プライバシーが保護するものは何か」日本図書館研究会研究大会，2013年3月3日，同志社大学新町キャンパス

②高鍬裕樹「図書館記録の秘密性：ライフログにたいする規制を手がかりにして」京都国際図書館フォーラム，2012年8月5日，京都大学吉田キャンパス

③高鍬裕樹「図書館記録の秘密性：「誰にも知られずに読む権利」とプライバシー」京都国際図書館フォーラム，2011年8月8日，京都大学吉田キャンパス

〔図書〕（計 2 件）

①川崎良孝編著，高鍬裕樹・川崎智子『秘密性とプライバシー：アメリカ図書館協会の方針』（KSP シリーズ 14）京都図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，2012，139p。

②川崎良孝・安里のり子・高鍬裕樹『図書館員と知的自由：管轄領域，方針，事件，歴史』京都図書館情報学研究会発行，日本図書館協会発売，2011，261p。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高鍬 裕樹 (TAKAKUWA Hiroki)
大阪教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：40362743

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

川崎 良孝 (KAWASAKI Yoshitaka)
京都大学・教育学研究科・教授
研究者番号：80149517